

令和元年9月定例会

9月定例会が9月5日から24日まで20日間開催された。今期定例会の一般質問は11議員から通告があり、第1日目(9/5)は8議員、第2日目(9/6)3議員が質問を行った。(※一般質問概要は、11ページから)
町長提出議案は追加議案を含め28件、議員提出案件は5件あり、それぞれ慎重に審議を行った。結果、請願は不採択となったが、それ以外の議案はすべて可決・認定された。

全員賛成の議案

| 議案番号 | 件名 | 議決結果 | 議決日 |
|--------|---|------|-------|
| 報告第5号 | 平成30年度愛荘町の財政健全化判断比率等の報告について 愛荘町の財政健全化比率および資金不足比率について報告を受けたもの。 ※監査委員の意見「適正に作成されているものと認める。」 | 報告 | |
| 議案第28号 | 愛荘町印鑑条例の一部を改正する条例 住民基本台帳法施行令の一部を改正する政令の公布により、住民票への旧氏記載と旧氏でも印鑑登録ができることを11月5日以降可能とするため、所要の改正を行うもの。 | 原案可決 | |
| 議案第30号 | 愛荘町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例 「成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律」が国で公布され、成年被後見人にかかる地方公務員の欠格条項が削除されたことを受け、該当箇所を削除するもの。 | 原案可決 | |
| 議案第32号 | 愛荘町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例 災害弔慰金の支給等に関する法律において、災害援護支援金の貸付利率について、市町村が条例において政策判断に基づき、低い利率での貸付けが可能となり、被災者の返済負担を軽減し、被災者支援の充実強化に資するため所要の改正を行うもの。 | 原案可決 | |
| 議案第33号 | 愛荘町消防団条例の一部を改正する条例 成年後見人制度の利用の促進に関する法律に基づく措置として、成年後見人及び被後見人の人権が尊重され、成年被後見人等であることを理由に不当に差別されないよう、成年後見人等にかかる欠格条項その他の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための措置として一部改正を行うもの。 | 原案可決 | |
| 議案第36号 | 愛荘町放課後児童健全育成事業の設備および運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例 国が定める「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」を踏まえ、「愛荘町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」を制定している。国の省令が改正されたことに伴い、所要の改正を行うもの。 | 原案可決 | |
| 議案第37号 | 愛荘町環境基本計画審議会条例を廃止する条例 環境基本計画審議会の事務については、愛荘町環境基本条例および環境審議会規則に定める環境審議会に移管されているため、条例を廃止するもの。 | 原案可決 | 9月6日 |
| 議案第38号 | 愛荘町子どものための教育に関する施設利用者負担額を定める条例を廃止する条例 子ども・子育て支援法施行令第4条において、満3歳以上教育認定子ども(1号認定)については、利用者負担上限額を零としたため、条例を廃止するもの。 | 原案可決 | |
| 議案第39号 | 滋賀県市町村交通災害共済組合規約の変更について 滋賀県市町村交通災害共済組合が令和元年度末で解散するため、解散後の事務の継承のため組合規約の変更について、関係地方公共団体の議会の議決を求めるもの。 | 原案可決 | |
| 議案第40号 | 滋賀県市町村交通災害共済組合を解散することについて 滋賀県市町村交通災害共済組合が令和元年度末で解散するため、関係地方公共団体の議会の議決を求めるもの。 | 原案可決 | |
| 議案第41号 | 滋賀県市町村交通災害共済組合の解散に伴う財産処分について 滋賀県市町村交通災害共済組合が令和元年度末で解散するため、財産処分について、関係地方公共団体の議会の議決を求めるもの。 | 原案可決 | |
| 議案第42号 | 財産の取得につき議決を求めることについて 令和元年度物品第6号 愛荘町ネットワーク機器物品購入 取得金額 9,612,000円 契約の相手方 株式会社ケーケーシー情報システム(京都府京都市) | 原案可決 | |
| 議案第44号 | 令和元年度愛荘町国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号) 歳入歳出に17,541千円を追加し、総額を1,812,699千円とする。 ・平成30年度事業実績に伴う国・県の交付金・負担金に返還が生じたことによるもの | 原案可決 | |
| 議案第46号 | 令和元年度愛荘町下水道事業会計補正予算(第1号) 歳入歳出の増減はなく、歳入予算の更正を行うもの ・資本費平準化債 58,700千円 他会計補助金 △58,700千円 | 原案可決 | |
| 議案第48号 | 平成30年度愛荘町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定を求めることについて ※詳細 P7のとおり | 認定 | 9月24日 |

問 県統一化となったが、保険税は市町の裁量で決めることができるのか。
(村西 作雄議員)

答 (住民課長)
市町で決めている。

問 県統一化による事務事業の不具合・効果・評価について尋ねる。
(瀧 すみ江議員)

答 (住民課長)

大きな不具合はない。効果は、医療費の支払いが県となったことから、事務の効率化となった。

問 繰越金が多額となった要因は何か。
(瀧 すみ江議員)

答 (住民課長)

医療費減少と国からの公費助成が大きな要因である。

問 特定健康診査の受診率向上の評価を尋ねる。
(瀧 すみ江議員)

答 (住民課長)
町独自の保険事業については、保険者努力支援制度交付金がある。県へは意見を

答 (健康推進課長)

29年度は受診率50・42%で県下4番目に高く、特定保健指導については、30年度65・32%で、これも県下4番目に高い評価である。

問 不能欠損の人数と介護保険料や後期高齢者保険料も該当しているのか。また時効による消滅の人数を尋ねる。
(西澤 桂一議員)

答 (税務課長)

人数は41人で、介護保険、後期高齢者については把握していない。時効による消滅者は、41人中15人である。

問 一人当たり医療費は医療機関が多いほど高くなる。医療費をもって保険料等が計算されれば、不合理が生じる。町独自の保健事業等の努力をどれだけ県に反映させることができるのか。
(西澤 桂一議員)

答 (福祉課参事)

認定者数が見込みより伸びなかったことで、給付費が抑えられたことが要因である。

いく。

④ 後期高齢者医療事業 特別会計決算

問 平成30年度均等割および所得割の軽減見直しによる影響はあったか。
(瀧 すみ江議員)

答 (住民課長)
影響はあった。

⑤ 介護保険事業 特別会計決算

問 第6期保険料の設定に当たり、第6期中に基金を取り崩すとしていたが取り崩していない。第7期計画の保険料設定も同じことが繰り返されており、1,623万円の繰越も出ているが、どのように考えているのか。
(瀧 すみ江議員)

答 (福祉課参事)

介護予防の効果が出ているかを評価されている。



元気もりもり教室

問 保険者機能強化交付金のどの部分が評価されたのか。
(瀧 すみ江議員)

答 (福祉課参事)

介護予防の効果が出ているかを評価されている。

問 介護医療院とはどのような施設か尋ねる。
(村西 作雄議員)

答 (福祉課参事)

答 (福祉課参事)

医療依存度の高い介護保険施設で国の制度切り替えで、病院の特別養護老人ホーム的位置づけとして人員基準を見直した施設である。

⑥ 下水道事業特別会計決算

問 未払金のうち給与の支払日、締め日はいくつか。
(徳田 文治議員)

答 (下水道担当課長)
基準日は1日である。

問 下水道使用料の減額理由と企業会計移行による今後の下水道使用料の方向性について尋ねる。
(辰巳 保議員)

答 (下水道担当課長)

企業会計移行による平成30年度切り決算により減額となっている。今後については、独立採算である企業会計として、一般会計からの繰り入れを減らしていきたい。